

津市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項、第4項、第5項及び第7項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成27年11月24日

津市監査委員 高 松 和 也
津市監査委員 駒 田 修 一
津市監査委員 安 藤 友 昭
津市監査委員 倉 田 寛 次

第1 監査の対象部局等

- 1 地方自治法第199条第2項及び第4項に基づく監査（以下「定期監査及び行政監査」という。）

本件監査の結果に関する報告の対象となる定期監査及び行政監査の対象部局等は、次のとおりである。

(1) 部局

三重短期大学事務局（大学総務課、学生部、附属図書館）

(2) 市立保育所

- ア 高茶屋保育園
- イ 北口保育園
- ウ 野村保育園
- エ こべき保育園
- オ 安濃保育園
- カ 高野保育園

(3) 市立学校・市立幼稚園

- ア 市立中学校
 - (ア) 久居中学校
- イ 市立小学校
 - (ア) 桃園小学校
 - (イ) 戸木小学校
 - (ウ) 一志東小学校
 - (エ) 一志西小学校

- (オ) 川口小学校
- (カ) 倭小学校
- (キ) 八ツ山小学校
- (ク) 美杉小学校

ウ 市立幼稚園

- (ア) 高茶屋幼稚園
- (イ) 巽ヶ丘幼稚園
- (ウ) 桃園幼稚園
- (エ) 戸木幼稚園
- (オ) 川合幼稚園

2 地方自治法第199条第5項に基づく監査（以下「随時監査」という。）
随時監査の対象としたのは、平成27年4月現在施工中の次の工事（繰越明許費に係る工事）である。

- (1) 平成25年度環施補継第1号（仮称）津市リサイクルセンター建設工事（工事場所：片田田中町地内 所管部局：環境部環境施設課）
- (2) 平成24年度環新補継第1号 津市新最終処分場等施設建設工事（工事場所：美杉町下之川地内 所管部局：環境部新最終処分場建設推進課）

3 地方自治法第199条第7項に基づく監査（以下「財政援助団体等監査」という。）

財政援助団体等監査の対象としたのは、次のとおりである。

(1) 財政援助団体の監査

- ア 新雲出川物語推進委員会（財政援助の内容：山・川・海ネットワーク事業負担金の交付 所管部局：環境部環境政策課）
- イ 榊原温泉振興協会（財政援助の内容：榊原温泉振興協会補助金の交付 所管部局：久居総合支所地域振興課）
- ウ 津市商工会（財政援助の内容：津商工会議所等事業補助金の交付 所管部局：商工観光部商業振興労政課）
- エ GeinoXmas 実行委員会（財政援助の内容：地域かがやきプログラム事業補助金（GeinoXmas 事業）の交付 所管部局：芸濃総合支所地域振興課）
- オ 一般社団法人津市観光協会（財政援助の内容：観光協会事業補助金の交付 所管部局：商工観光部観光振興課）
- カ 特定非営利活動法人バスネット津（財政援助の内容：特定非営利

活動法人等自主運行バス事業補助金の交付 所管部局：都市計画部
交通政策課)

キ フェスタ in かわげ実行委員会 (財政援助の内容：地域かがやきプ
ログラム事業補助金 (フェスタ in かわげ事業) の交付 所管部局：
河芸総合支所地域振興課)

ク ふれあいのかおり実行委員会 (財政援助の内容：地域かがやきプ
ログラム事業補助金 (ふれあいのかおり事業) の交付 所管部局：
香良洲総合支所地域振興課)

ケ 社会福祉法人藤水福祉会 (風の子藤水保育園) (財政援助の内容：
地域子育て支援拠点事業補助金及び延長保育事業補助金の交付 所
管部局：健康福祉部子育て推進課)

コ 社会福祉法人津市社会福祉協議会 (財政援助の内容：社会福祉協
議会運営事業補助金の交付 所管部局：健康福祉部福祉政策課)

(2) 出資団体の監査

ア 津市土地開発公社 (所管部局：政策財務部財産管理課)

イ 株式会社津センターパレス (所管部局：商工観光部商業振興労政
課)

(3) 指定管理者の監査

ア 津市体育施設運営管理共同事業体 (対象施設：津市体育館ほか
11施設 所管部局：スポーツ文化振興部スポーツ振興課)

イ 特定非営利活動法人津子どもNPOセンター (対象施設：津市ま
ん中こども館 所管部局：健康福祉部こども支援課)

ウ 社会福祉法人津市社会福祉事業団 (対象施設：津市まん中老人福
祉センター 所管部局：健康福祉部高齢福祉課)

エ 社会福祉法人津市社会福祉事業団 (対象施設：津市北部市民セン
ター 所管部局：健康福祉部福祉政策課)

第2 監査の対象年度及び事項

監査の対象年度及び事項は、次のとおりである。

1 定期監査及び行政監査

平成27年7月以前に監査を実施した市立保育所及び市立学校・市立
幼稚園については、原則として平成26年度の財務及び事務の執行を対
象とし、同年9月に監査を実施した三重短期大学事務局については、原

則として平成27年度の財務及び事務の執行を対象とした。

2 随時監査

監査対象工事に係る財務の執行を対象とした。

3 財政援助団体等監査

(1) 財政援助団体の監査

主に平成23年度から平成25年度までの市の財政援助に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

(2) 出資団体の監査

主に平成23年度から平成25年度までの出資団体における出納その他の事務の執行を対象とした。

(3) 指定管理者の監査

主に平成23年度から平成25年度までの指定管理に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

第3 監査委員の除斥

平成23年4月1日から平成23年6月28日までの間において一般社団法人津市観光協会理事、平成23年4月1日から平成24年6月30日までの間において津市土地開発公社監事の職にあった監査委員の高松和也について、地方自治法第199条の2の規定により、一般社団法人津市観光協会及び津市土地開発公社の当該期間における財務及び事務の監査については除斥した。

第4 監査の期間

監査の期間は、平成27年4月11日から同年11月13日までである。

第5 監査の方法

監査の方法は、監査の種別ごとに主に次の諸点に着眼し、監査対象部局等から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

また、随時監査にあつては、所管部局から提出を受けた資料のほか、設計方針、積算、契約、施工計画、施工管理、出来形等の関係書類を調査するとともに、現地調査を実施し、所管部局の職員及び工事請負業者に説明を求めた。

なお、工事技術調査業務を協同組合総合技術士連合に委託し、その調査報告書を参考とした。

1 定期監査及び行政監査

- (1) 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- (3) 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- (4) 財産の管理は、適正に行われているか。
- (5) 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- (6) 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

2 随時監査

- (1) 仕様書、図面及び設計図書は、適切に作成されているか。
- (2) 積算の数量及び金額は、正確で、算出根拠は、明確となっているか。
- (3) 施工計画は、適切に作成され、工程管理は、適切に行われているか。
- (4) 各種検査、材料試験等は、適切に行われ、記録は整備・記帳されているか。
- (5) 現場の安全管理及び現場周辺への安全対策は、適切に行われているか。

3 財政援助団体等監査

(1) 財政援助団体の監査

ア 財政援助団体関係

- (ア) 補助金等交付対象事業は、事業計画、補助金等の交付条件に従って実施されているか。
- (イ) 補助金等に係る会計処理及び精算は、適正に行われているか。
- (ウ) 関係諸帳簿及び支払証書は、適正に整備・記帳されているか。

イ 所管部局関係

- (ア) 補助金等充当経費の内容確認、交付条件の履行確認及び補助効果の検証は、適正に行われているか。
- (イ) 補助金等の額は、経済的に妥当なものとなっているか。

(2) 出資団体の監査

ア 出資団体関係

- (ア) 経営成績及び財政状態は良好か。
- (イ) 会計処理及び財産管理は、適正に行われているか。
- (ウ) 関係諸帳簿及び支払証書は、適正に整備・記帳されているか。

イ 所管部局関係

出資団体の経営成績等を十分に把握し、必要に応じて、出資者として適正に権利を行使しているか。

(3) 指定管理者の監査

ア 指定管理者関係

(ア) 指定管理は、条例、協定書等の規定に基づき、適正かつ効率的に行われているか。

(イ) 指定管理に係る会計処理及び財産管理は、適正に行われているか。

イ 所管部局関係

(ア) 指定管理者の指定は、適正かつ公正に行われているか。

(イ) 指定管理者に対し適時に報告を求め、必要に応じて、調査し、又は指示を行っているか。

第6 監査の結果

監査の結果、監査対象部局等における財務及び事務の執行のうち、その是正措置を講じることなどを求める事項（極めて軽微な事項及び既に措置が講じられた事項を除く。）については、次に記載するとおりである。これらの事項がない監査対象部局等については、特に記載していない。

なお、市長その他関係のある執行機関は、当該監査の結果に基づき、又はこれを参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

1 財政援助団体等監査

(1) 財政援助団体の監査

ア 一般社団法人津市観光協会（所管部局：商工観光部観光振興課）
財政援助の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

(ア) 財政援助の概要

財政援助の内容	津市商工業振興等関係補助金（津市観光協会事業補助金）の交付
交付目的	観光事業の振興を図り、産業経済の発展向上に資するため
交付率	予算の範囲内

交付対象経費	観光振興事業、観光宣伝事業、運営サービス事業の事業費及び一般事務費の管理費	
交付額	平成23年度	41,000,000円
	平成24年度	53,500,000円
	平成25年度	53,500,000円

(イ) 指摘事項

一般社団法人津市観光協会の監査にあたっては、平成27年2月24日付け監査結果における指摘内容も踏まえ、同協会における経理事務の流れや津市観光協会事業補助金の実績報告に係る事務処理について、同協会が指導を受ける会計事務所職員の同席のもと、振替伝票や総勘定元帳など財務諸表の作成過程や実績報告書の作成方法を確認した。

その結果、同協会における経理事務は適切に行われており、財務諸表についても適正なものであった。

また、財務諸表をもとに補助対象や補助金額など補助金の充当を明らかにした3会計（公益事業会計・収益事業会計・法人会計の3会計）の収支決算書がそれぞれ作成され、実績報告書に転記されていることを確認した。

しかし、平成24年度津市観光協会事業補助金については、実績報告に転記する段階で誤りがあったことを改めて確認したとともに、すでに是正はされているが、その他に実績報告書において現金支出を伴わない減価償却費が計上されるという不適切な取り扱いが確認され、更に平成25年度津市観光協会事業補助金において、津駅前観光案内所の物品販売部分に係る費用の会計区分に不適切な取り扱いがあったことが確認されたので、同協会に対し厳格な事務処理の徹底と観光振興課との連携強化を指導した。

第7 監査意見

一部の財政援助団体の委託契約事務において、複数業者から見積書を徴取せずに一業者と随意契約を行っている事例が見受けられた。当該業務を行うことができる業者については他にも存在すると考えられることから、当該経費の財源は市からの補助金で賄われていることに鑑みて、複数業者から見積書を徴取しその内容を比較するなど、財政援助団体においては、

最少の経費で最大の効果を発揮できるよう全般の事務執行に留意されたい。

また、所管部局にあっても、より効率的、効果的な補助金の執行について、財政援助団体への指導助言に努められたい。